

芝原小学校PTA細則

＜クラス役員＞

- 1 学級は会員の互選で3名のクラス役員を選び、担任の教師とともにクラス委員を構成します。
クラス委員は、懇談会などの学級活動に協力します。
ただし、事前立候補により本部役員に決定している者が学級に在籍している場合は、互選の人数を変更できません。
※事前立候補により本部役員がすでに2名以上いる場合、クラス役員を最低2名選出すること。
- 2 学級の父母と教師は、子どもたちの学習や生活などについて話し合い、その向上をはかります。

＜学年委員会＞

- 1 学年ごとに全委員と全教師で学年委員会を構成し、学年委員の中から委員代表(2名以上)を選びます。
- 2 学年委員は各学級からの意見や要望を運営委員会や専門委員会に申し入れます。また、運営委員会や専門委員会の決定事項を各学級に伝えます。なお、必要の際は各学年に応じた活動や取り組みを行い、子どもたちの教育環境の充実を図ります。
- 3 学年委員は、連絡を密にするため、他の学年委員会との連絡会をもつことができます。
- 4 学年委員会は、ベルマーク運動に関する活動を担当します。

＜文化広報委員会＞

- 1 文化広報委員会は、各学年から3名以上選出された委員と担当の教職員とで構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 2 文化広報委員会は、学習文化活動および広報かがやきの発行を担当します。

＜地区委員会＞

- 1 校区内を宮本、馬場、芝原1・2丁目、芝原3丁目、松木東、松木西・高砂の6地区に分け、通学班ごとに地区連絡員をおきます。その中から下記の地区委員を選びます。ただし、児童数の増減により地区委員の数は変更することができます。
宮本4名、馬場2名、芝原1・2丁目2名、芝原3丁目2名、松木東3名、松木西・高砂3名
- 2 全地区委員と担当の教職員で地区委員を構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 3 地区委員は通学地域の安全を守り、地域の環境をよくするために活動し、また子どもたちが健全な校外生活をおくれるよう、話し合いや学習をすすめます。

＜対外活動＞

- 1 総会ならびに運営委員会が認めた場合、対外活動に委員を派遣できます。
- 2 対外委員は、運営委員会において選出し、必要に応じて運営委員会に活動報告をするものとします。

＜サークル活動＞

- 1 会員相互の研修と親睦を目的として、サークル活動を行うことができます。
- 2 サークルは10名以上で構成し、運営委員会で成立が認められます。代表者は、必要に応じて運営委員会に活動報告をします。
- 3 サークルは会員の自主的活動で運営され、活動に要する経費は自己負担とします。

＜弔慰金＞

会員および児童の死亡の場合は生花をおくり弔意をあらわします。その他必要と認められる場合は状況によって会長が判断し支出等行います。

＜改正＞

この細則は運営委員会で協議し、その構成員の3分の2以上の賛成があれば改正することができます。改正案は、運営委員会の1週間前に、構成員に知らせておかなければなりません。

(2015年5月21日一部改正)

(2017年5月19日一部改正)

(2018年3月8日一部改正)

(2019年1月17日一部改正)